

事業所登録について

1 運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要。

2 届出書の提出

事前相談ののち、添付書類を添えて障がい福祉課へ届出書を提出。

3 登録

届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿(事業所台帳含む)に登録し、地域生活支援拠点等事業者登録通知書を事業所へ送付。
また、登録した事業所はホームページにて公表する。

登録の流れ

